

8 介護予防短期入所生活介護費(平成27年8月1日～)

基本部分				注	注	注	注	注	注	注		
				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準に満たない場合又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	機能訓練体制加算	個別機能訓練加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
イ 介護予防短期入所生活介護費(1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要支援1 (461単位) 要支援2 (572単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき+12単位	1日につき+56単位	1日につき+200単位(7日間を限度)	1日につき+120単位	片道につき+184単位
		(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) 〈多床室〉	要支援1 (460単位) 要支援2 (573単位)									
	(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要支援1 (433単位) 要支援2 (538単位)									
		(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) 〈多床室〉	要支援1 (438単位) 要支援2 (539単位)									
		(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要支援1 (539単位) 要支援2 (655単位)									
		(二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) 〈ユニット型準個室〉	要支援1 (539単位) 要支援2 (655単位)									
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費(1日につき)	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要支援1 (508単位) 要支援2 (631単位)									
		(二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) 〈ユニット型準個室〉	要支援1 (508単位) 要支援2 (631単位)									

ハ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)

ニ サービス提供体制強化加算
 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)
 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)
 (3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)
 (4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)

ホ 介護職員処遇改善加算
 (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×59/1000)
 (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×33/1000)
 (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)
 (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)

注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計

： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目